

●香川県警察本部告示第9号

香川県警察証紙収納事務取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

香川県警察本部長 吉田和彦

香川県警察証紙収納事務取扱規程等の一部を改正する規程

(香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察証紙収納事務取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料等徴収事務</th> <th style="text-align: center;">取扱所属長</th> <th style="text-align: center;">所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号又は第16号に掲げる講習の手数料</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9～13 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長	1～7 略			8 略			(1)～(3) 略			(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号又は第16号に掲げる講習の手数料	略		(5) 略			9～13 略			<p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長(以下「取扱所属長」という。)及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長(以下「所管課長」という。)は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料等徴収事務</th> <th style="text-align: center;">取扱所属長</th> <th style="text-align: center;">所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号に掲げる講習の手数料</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9～13 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長	1～7 略			8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務			(1)～(3) 略			(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号に掲げる講習の手数料	略		(5) 略			9～13 略		
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長																																									
1～7 略																																											
8 略																																											
(1)～(3) 略																																											
(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号又は第16号に掲げる講習の手数料	略																																										
(5) 略																																											
9～13 略																																											
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長																																									
1～7 略																																											
8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務																																											
(1)～(3) 略																																											
(4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第15号に掲げる講習の手数料	略																																										
(5) 略																																											
9～13 略																																											

別記様式第13号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	特定小型原動機付自転車運転者講習手数料	円
	自転車運転者講習手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第13号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	自転車運転者講習手数料	円
--------	-------------	---

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

（道路交通法実施規程の一部改正）

第2条 道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第2（第32条、第37条関係）				別表第2（第32条、第37条関係）					
身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容		身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に	身体に関する	部位	程度		構造装置等に	身体に関する

			関するもの	もの
両上肢	1 略			
	2 略	略	1 略 2 <u>一般原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略
	3・4 略			
片上肢	1 略	略	1 略 2 <u>一般原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	
	2 略			
両下肢	1 略	略	1 略 2 <u>一般原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略
	2 略			
片下肢	1 略	略	1 略 2 <u>一般原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略

			関するもの	もの
両上肢	1 略			
	2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 略 2 <u>原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略
	3・4 略			
片上肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの又は片上肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 略 2 <u>原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	
	2 略			
両下肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能を全廃したもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	1 略 2 <u>原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略
	2 略			
片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能を全廃したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 略 2 <u>原動機付自転車</u> は、三輪又は四輪に限るものとする。	略

	2 略
略	
備考 略	

別表第3（第38条関係）

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	大型仮免許	中型仮免許
略		
曲線コースの <u>走行</u>	略	
屈折コースの <u>走行</u>	略	
坂道コースの <u>走行</u> （坂道における一時停止及び発進を含む。）	略	
略		

2 準中型仮免許及び普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	準中型仮免許	普通仮免許
略		
曲線コースの <u>走行</u>	略	
屈折コースの <u>走行</u>	略	
坂道コースの <u>走行</u> （坂道における一時停止及び発進を含む。）	略	
略		

3 大型特殊免許及び大型特殊第二種免許並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
	装輪	カタピラ	
略			
曲線コースの <u>走行</u>	略		
略			

	2 略
略	
備考 略	

別表第3（第38条関係）

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	大型仮免許	中型仮免許
略		
曲線コースの <u>通過</u>	略	
屈折コースの <u>通過</u>	略	
坂道コースの <u>通過</u>	略	
略		

2 準中型仮免許及び普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	準中型仮免許	普通仮免許
略		
曲線コースの <u>通過</u>	略	
屈折コースの <u>通過</u>	略	
坂道コースの <u>通過</u>	略	
略		

3 大型特殊免許及び大型特殊第二種免許並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		けん引免許及びけん引第二種免許
	装輪	カタピラ	
略			
曲線コースの <u>通過</u>	略		
略			

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通 自動二輪免許
略			
曲線コースの <u>走行</u>	略		
屈折コースの <u>走行</u>	略		
坂道コースの <u>走行</u> （ 坂道における一時停 止及び発進を含む。）	略		
略			

5 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型免許	中型免許	準中型免許
略			
場内コー ス	略		
	障害物設 置場所の 通過	略	
略			
備考 略			

6 略

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	大型第二種免許及 び中型第二種免許	普通第二種免許
略		
場内コース	略	
	障害物設置場所の 通過	略

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通 自動二輪免許
略			
曲線コースの <u>通過</u>	略		
屈折コースの <u>通過</u>	略		
坂道コースの <u>通過</u>	略		
略			

5 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型免許	中型免許	準中型免許
略			
場内コー ス	略		
	障害物設 置場所の 通過	略	
	後方間隔	<u>1回</u>	<u>1回</u>
略			
備考 略			

6 略

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

課 題	免許の種類	
	大型第二種免許及 び中型第二種免許	普通第二種免許
略		
場内コース	略	
	障害物設置場所の 通過	略

略
備考 略

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課題	条件
採点の範囲	<u>採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、ならし走行の間については、採点を行わないものとする。</u>
略	
けん引車による方向変換の方法	略
路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車に限る。）	略
略	

- 2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	(1)～(3) 略

	後方間隔	1回	
略			
備考 略			

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課題	条件
採点の範囲	(1) <u>採点は、乗車時から下車時までの間の全てについて行うこと。ただし、ならし走行の間については、採点を行わないものとする。</u> (2) <u>方向変換コースに再進入して後方間隔（大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許及び中型免許に係る技能審査に限る。以下この表において同じ。）を実施している間については、後方間隔及び車体後部と立体障害物の接触以外の採点は、行わないこと。</u>
略	
けん引車による方向変換の方法	略
後方間隔	<u>方向変換コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コースに設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。</u>
路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車に限る。）	略
略	

- 2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	(1)～(3) 略

略	
縦列駐車	略
路端への停車及び発進（準中型免許に限る。）	略
略	
備考 略	

3 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	(1)～(4) 略
略	
縦列駐車	略
走行終了時の措置	略
備考 略	

(4) 方向変換コース又は縦列駐車コース（以下「方向変換コース等」という。）に再進入して後方間隔を実施している間については、後方間隔及び車体後部と立体障害物の接触以外の採点は、行わないこと。

略	
縦列駐車	略
後方間隔（準中型免許を除く。）	<u>方向変換コース等に後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース等に設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。</u>
路端への停車及び発進（準中型免許に限る。）	略
略	
備考 略	

3 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	(1)～(4) 略 (5) <u>方向変換コース等に再進入して後方間隔を実施している間については、後方間隔及び車体後部と立体障害物の接触以外の採点は、行わないこと。</u>
略	
縦列駐車	略
後方間隔（大型第二種免許及び中型第二種免許に限る。）	<u>方向変換コース等に後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース等に設置された障害物との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。</u>
走行終了時の措置	略
備考 略	

(香川県警察公印規程の一部改正)

第3条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略				1～10 略			
11 道路交通法 （昭和35年法律第105号）	第8条第3項～第63条第6項 略			11 道路交通法 （昭和35年法律第105号）	第8条第3項～第63条第6項 略		
	第72条の2第3項	略			第72条の2第3項	略	
	第75条の28第1項	許可の効力の仮停止	仮停止処分通知書（道路交通法施行規則別記様式第5の13）				
	第75条の28第2項	仮停止に係る弁明の機会の付与	弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則別記様式第16号）				
	第77条第4項	略			第77条第4項	略	
第77条第5項～第108条の31第2項第8号 略			第77条第5項～第108条の31第2項第8号 略				
(1)～(3) 略				(1)～(3) 略			
12～27 略				12～27 略			

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。